

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。  
これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は6月2日と同様ですので、御了承願います。

---

◎諸般の報告

- 議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月2日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。6月6日には川根本町総合計画基本構想特別委員会が開催され、付託議案の審査を行っていただきました。また、監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 議案第33号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例について

- 議長（杉山広充君） 日程第1、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

- 6番（大竹勝子君） 議案第33号、国民健康保険税条例案について、数字に関するものは通告してありますが、それ以外にも確認したいことがあるので質問します。

1つ目に、最高限度額の引上げによって影響を受ける被保険者の世帯数、被保険者数は全協で国民健康保険税63万円を65万円になる方が4件で21人、後期高齢者支援金等課税額で19

万円を20万円になる方が13世帯、48人ということでしたが、金額はそれぞれどれだけになりますか。

2番目に、施行日が令和4年4月1日となっていますが、既に4月、5月分には適用しているのでしょうか、伺います。

以上です。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） それでは、ただいまの6番、大竹議員の質疑に対してお答えをさせていただきます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正によって影響を受ける世帯数、それから被保険者数及び金額はどれほどかということの御質問でございますけれども、令和4年度の国保税の課税については、現在、作業を進めているところです。そのため、現時点では今年度の正確な数値をお答えすることはできません。したがって、前年度、令和3年度課税による換算にてお答えをさせていただきます。

まず、第2条第2項基礎課税額の改正においては、先ほど、議員がおっしゃったとおり4世帯21人への影響によって、税額換算にしますと8万円の増加と見込んでおります。また、同条第3項後期高齢者医療支援金等課税額の改正では、13世帯48人、税額換算で13万円の影響を見込んでおります。いずれも令和3年度課税による参考値とはなりますけれども、令和4年度において大きな差はないものと思われまます。

それから、2点目の施行日の関係でございますが、令和4年度課税からということで、令和4年7月1日の課税から、この改正案は適用させていただくということでお願いをいたします。

○議長（杉山広充君） 答弁が終わりました。

ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 遡って4月、5月はもらわないということですか、今年度分。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、竹野克彦君。

○税務住民課長（竹野克彦君） おっしゃるとおりでございます。4年度の課税は7月に正式にということだもんですから、4年度分から適用ということで間違いございません。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子。

私はただいま議題となっている議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対して、反対の立場から討論を行います。

本条例改正案は、本年度分の国民健康保険税の賦課限度額を、基礎課税分に関しては63万円から65万円に、後期高齢者医療支援分については19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものです。これによって、当町の国保税については、最も多額の負担をする世帯においては年間102万円に達することになります。これは、いかにそれなりの負担能力を有すると考えられる世帯についての話とはいえ、あまりにも重い負担といわざるを得ません。町当局が示す例によっても、5人家族で所得1,000万円なら対象になります。

国民健康保険制度については、国民皆保険制度のいわば最後のとりでとして、自営業者や年金生活者、無職の方など、一般的には社会的弱者といわれているような方々が多く加入されています。これを単なる加入者同士の助け合いといった理念に基づいて運営することはもともと不可能なのは明らかです。だからこそ、国民健康保険制度の法的根拠である国民健康保険法では、その第1条において、この制度が、国がその運営に責任を負うべき社会保障制度であることを明記しているわけです。にもかかわらず、国はかつて保険給付費のほぼ半額を負担していましたが、相次ぐ改正、改悪が繰り返された結果、最近では30%余りしか負担していません。ここにこそ加入者町民の国保税負担が耐え難いほど暮らしを圧迫する水準まで重いものになっていると思います。

このため、少なくない自治体や地方団体が国庫負担の増額を繰り返し求めているわけですが、当町において、こうした意思表示をしたことが果たしてあるのでしょうか。また一昨年来のコロナ禍の下、加入者町民の暮らしはこれまでも増して負担の度を加えており、制度のもともとの趣旨に忠実に運営を図ろうとするなら、保険税負担が過大とならないよう、国保会計への町独自の思い切った財政支援を断行し、町民の暮らしと健康の維持に、住民に最も身近な自治体として、しかるべき役割を果たすことこそが求められていると思います。

議案審議を通じて、提案されているような賦課限度額の引上げを実施しても、町として増収となるのは、額は20万円程度、21万ですか、にとどまるということが明らかになっています。この程度で国保会計の収支が目に見えて改善するといったことは到底考えられません。まして、これによって低所得者の加入者等の負担を軽減するといった効果などはおよそ期待できないのは明らかです。漫然と国の政令が改定されたから税条例もそれに合わせるといった運営の在り方については、厳しい批判を免れないものと考えます。

最後にもう一点、指摘しておかなければならないのは、今回の改正で影響を受ける加入者については明らかに負担増になります。適用は租税法主義の原則に真っ向から反しています。到底認められることはできません。同僚議員の皆様の賛同を心からお願いして、私の本案への反対討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 11番、中原緑です。

私は議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

本条例の改正は、国民健康保険法施行令の改正によるものです。高齢化の進展等により、医療給付費等の増加が見込まれる中、限度額の合計額を3万円引き上げることにより、高所得層により多く御負担いただくこととなりますが、中間及び低所得層の被保険者に配慮した見直しであり、社会において公平な改正であることから、この条例の一部を改正することに賛成いたします。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



## ◎日程第2 議案第34号 令和4年度川根本町一般会計補正予算

### （第3号）

○議長（杉山広充君） 日程第2、議案第34号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案34号、一般会計補正予算についてですけれども、1点目は、一般財源分で、大型モニター整備等の事業で、後々財源手当てがあるのかと通告しましたが、私には、今、コロナや物価高で多くの町民の皆さんが毎日の暮らしや営業に苦しんでいるときに、このような不急としか思えない備品の購入に全額一般財源を充てているが、これは町民にとって貴重な財源である繰越金です。後から国から入ってくる当てがあるのかどうか伺います。

2番目に、繰越金が幾らあったのか通告していませんが、1億は下らないと思いますが、今回出ている国の補助事業である子育て世帯生活支援特別給付金は、非課税世帯の18歳以下

の子供で、対象見込はわずか32名だけとの説明でした。1人5万円に上乗せして10万円にしている自治体が広がっていますが、子供が少ない当町こそ、そういうことに繰越金を使って、今の大変な時期の子育てを励ましてあげることこそ、生きた使い方だと思いますが、そういうことを検討したのでしょうか。

3点目に、3款1項1目の住民税非課税世帯臨時特別給付金事業で、2,300万についてですが、対象になる方は、子供に扶養されている方は外れるという説明でしたが、扶養になっているといっても子供さんの給料では仕送りできないという話も聞いています。これも町で支給して救済することは考えなかったのですか、伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） それではまず、大竹議員の一番目の質問、モニター整備の關係であります。

大竹議員御指摘のとおり、今回の一般会計補正予算（第3号）において、総額として約350万円の会議用及び情報発信用モニター等の整備費を計上し、財源は全て一般財源としております。今後の補正において財源更生を行う予定はございません。

参考までに、財源、全て一般財源としておりますが、令和3年度から普通交付税の算定に当たり、地域デジタル社会推進費という算定項目が新たに創設されておりまして、その関連経費については、いわゆる交付税措置をされているものであります。

以上です。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、大竹議員の2点目、3点目の質疑の通告がない件について回答させていただきます。

現状においては、国等の通知に基づき給付をしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 2点目の大竹議員の交付金5万円を10万円にしろという、いろんなことの中で、上位法の中で私も進めておりますので、町への支給を上乗せしろということですが、やはり現状の中で進めていきたい。以前もそういったことがあって、大竹さんに答えたんですけども、この上位法の中にのっとって、他市町はいろんなやり方あると思うんですけども、正直、いろんなことを考えていますけれども、いろんな他の連中とも考えたんですけども、やはりそこはそこにのっとった制度の中でやっていきたいと、私も思っておりますのでお願いいたします。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第34号、令和4年度川根本町一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第35号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別  
会計補正予算(第1号)

○議長(杉山広充君) 日程第3、議案第35号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第35号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第4 議案第36号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計  
補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第36号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は6月21日午前9時に開会し、一般質問を行います。

また、川根本町総合計画基本構想特別委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

ありがとうございました。

散会 午前 9時24分